

# 市民ギャラリー利用案内

～ 市民ギャラリーの使用を希望される皆様へ ～

井原市立平櫛田中美術館では、地域の芸術・文化活動の振興のため、芸術作品の創作展示や生涯学習活動の成果を発表する場として、市民ギャラリーの貸出を行います。

施設の名称 井原市立平櫛田中美術館 市民ギャラリー  
休館日 月曜日  
(ただし、その日が国民の休日又は振替休日に当たるときは、その翌日)  
12月28日から翌年1月4日までの日  
施設の概要 床面積 112.43㎡ 天井高 3.6m  
施設備品 受付机・いす、展示可動壁(高さ3.4m×幅5.0m)2枚、  
展示ワイヤーフック、テーブル8本  
※その他貸出可能美術館所有備品以外に必要なものについては各自で準備

○使用時間 午前9時から午後5時まで(入場は閉館30分前まで)

○施設使用料 市内に住所を有する個人または団体 1日 3,000円  
市外に住所を有する個人または団体 1日 4,500円  
※既納の使用料は還付いたしかねます。

○使用期間 展示期間は、引き続き14日を超えて使用することはできません。ただし、教育委員会が特に必要であると認めるときは例外となります。

○搬入・搬出 原則、市民ギャラリー専用出入口(南の「搬入出入口」)をご利用ください。  
運搬車両については南「搬入出入口」付近のみ横付け可能とします。  
特に、生け花・盆栽等については、花粉落下による虫の誘引等防止のために、市民ギャラリー専用出入口のみをお使いいただき、エントランスホールには展示物を持ち出さないよう(花粉等が移動していかないよう)十分注意願います。

○展示作品 絵画・書・彫刻・陶芸・写真・押花など

○使用申込 所定の使用許可申請書に必要事項を記入し、井原市立平櫛田中美術館又は井原市教育委員会文化スポーツ課へ提出してください。  
受付は、6か月前からとし、先着順とします。

(裏面に使用者の遵守事項等・市民ギャラリーの図面)

## 注 意 ・ 禁 止 事 項

### 【使用許可の取消し】

使用許可の条件に違反、虚偽その他不正の手段による使用許可、その他教育委員会において必要があると認めたときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことがあります。

### 【行為の制限】

物品の販売及びこれに類する行為は禁止します。ただし、教育委員会の許可を得た場合は、例外として認められます（物品の販売については使用者の自作展示品に限り許可）。

### 【使用者の責務】

使用者は、施設等の使用にあたっては十分な注意を払い、き損又は滅失したときはこれを原状に復し、又は損害を賠償していただきます。ただし、教育委員会（市長）においてやむを得ない理由があると認めたときは、これを減免することがあります。

### 【展示場及び展示品の管理】

展示場及び展示品の管理は、使用者が行うものとし、事故があった場合は使用者の責めに帰するものとしします。

### 【使用者の遵守事項】

使用者は、許可を受けないで次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 所定の場所以外での火気の使用
- (2) 使用許可を受けない設備又は器具類の使用
- (3) 壁、柱、扉等に紙類を張り、又はくぎ類を打つこと。
- (4) その他市民ギャラリーの管理、運営に支障を来す行為

★飲食については、控室でのみ可とします。

### 【使用後の点検】

使用を終えたときは、直ちに設備等を原状に復し、点検を受けなければなりません。

### 【き損等の届出】

施設等を破損し、又は滅失したときは、直ちに施設等破損（滅失）届により教育委員会に届け出てその指示に従ってください。

